

相談機関



かそく なや そうだん
 ~家族だけで悩まず、相談してみましよう!~

こ しょうほほう がっきゅうたん にん よう こきょうゆ とくべつしえん
 子どもの支援方法について、まずは学級担任や養護教諭、特別支援
 きょういく そうだん
 教育コーディネーターに相談してみましよう。

つぎ そうだん きかん
 次のような相談機関もあります。

相談機関名	所在地	TEL
1 菊陽町こども家庭相談課	菊陽町久保田2800 (菊陽町役場防災センター3階)	096-232-1117
2 菊陽町 福祉課	菊陽町久保田2800 (菊陽町役場2階)	096-232-4913
3 基幹相談支援センター「haru」	菊陽町久保田2800 (菊陽町役場2階 福祉課内)	080-1542-1741
4 菊陽町 健康・保険課	菊陽町久保田2800 (菊陽町役場1階)	096-232-4912
5 菊陽町教育委員会 学務課	菊陽町久保田2800 (菊陽町役場防災センター3階)	096-232-4918
6 菊池圏域地域療育センター「ゆうず」	菊池市隈府497-2	0968-25-7688
7 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」	菊池郡大津町室213-6 さくらビル2階	096-293-8189
8 熊本県こども総合療育センター	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143
9 熊本県福祉総合相談所	熊本市東区長嶺南2-3-3	096-381-4411
10 相談支援センター「SUN」	菊陽町久保田2596	096-227-7010
11 きくよう地域生活支援センター	菊陽町原水5587	096-232-8518

はったつしょう じゅしん いりょうきかん
 発達障がいについて受診できる医療機関をまとめた
 はったつしょう じゅしん
 「発達障がい受診ハンドブック」があります。

こちらから
 ご活用ください →



ほか こ しょう かぎ こそだ こま
 その他、子どもの障がいに限らず、子育てに困った
 み てび やくだ しょうほう くまもとけん
 ときに見たい手引きなど、お役立ち情報が熊本県ホーム
 けいさい
 ページに掲載されています。

こちらから
 ご覧ください →



とくべつしえんがっきゅう ざいせき じどう せいと ほごしゃ みなさま ☆特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の皆様へ☆

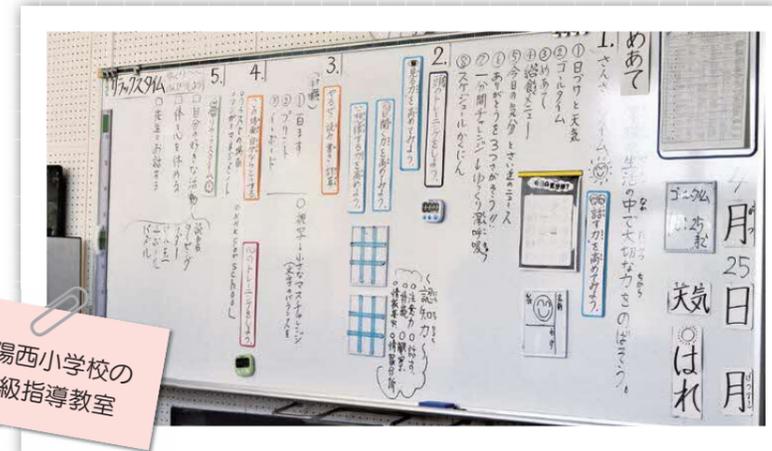
とくべつしえんきょういくしょうれいひ せいど
 ~特別支援教育奨励費の制度があります~

菊陽町教育委員会では、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用（学用品費、修学旅行費、給食費など）の一部を支給しています。ただし、世帯の所得によっては対象とならない場合があります。申請書は、学校をとおして各家庭に配布します。

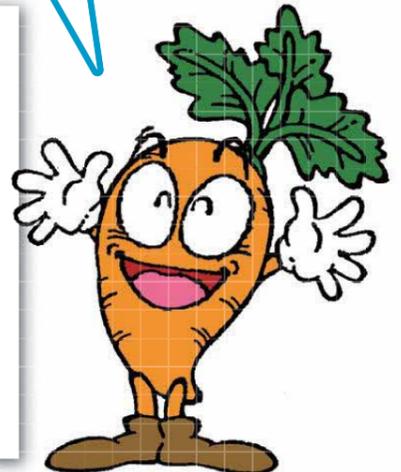


とくべつしえんきょういく 特別支援教育は

こ ひとり じりつ しゃかい さんか ひつよう ちから そだ こ ひとり
 子どもたちの自立や社会参加に必要な力を育てるため、子ども一人
 ひとり きょういくてき はあく こ も ちから さいだいげん たか
 一人の教育的ニーズを把握し、子どもたちの持てる力を最大限に高め、
 せいかつ がくしゅうじょう こんなん かいぜん こくぶく てきせつ しどう
 生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導および
 ひつよう しえん おこな
 必要な支援を行うものです。



菊陽西小学校の
 通級指導教室



きくようまち
菊陽町では…

すべての子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、「生きる力」を身につけていけるよう教育委員会、学校、福祉などの関係機関と連携して取り組んでいます。

～菊陽町の小・中学校には、多様な学びの場があります～

つうじょうがっきゅう
通常学級

少人数指導や教科担任による授業も行います。支援員がつく場合もあります。35～40人を基準に編成します。

交流・
共同学習

とくべつ し えん がっきゅう
特別支援学級

障がい種別の学級で、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた教育を行います。8人以内を基準に編成します。

つうきゅうしどうきょうしつ
通級指導教室
対象障がい LD・ADHD

通常学級に在籍し、ほとんどの授業を通常学級で受けながら、月1時間～週8時間程度子どもの状況に応じた指導（自立活動）を行います。
※詳細は2ページ

特別支援教育は、通常学級も含めて学校全体で行っています。

とくべつ し えん がっこう
特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象に専門性の高い教育を行います。熊本県内には24校あります。



県内の特別支援学校はこちら →



つうきゅう しどう きょうしつ
通級指導教室とは



指導・支援体制

菊陽町では、令和2年度から通級指導担当教員が各小学校を回って指導を行う「巡回型通級指導教室」がスタートしました。利用する児童は、他校へ移動することなく在籍校で指導を受けることができます。また、令和6年度から各中学校に通級指導教員が配置され「拠点校型通級指導教室」がスタートしました。小学校からの通級指導を中学校でも継続して受けることができるようになりました。



通級指導教室の特徴

- ・障がいによる学習面や生活面における困難の改善・克服に向けた指導が受けられます。通級指導では、子どもの自立を目指し、障がいによる困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を行います。
- ・一人一人の状況や願いに応じた指導が受けられます。子どもの困難さやその要因と考えられる障がいの特性その子どもに合った指導目標を立て、学びやすいように教材や教具を工夫しながら指導を行います。

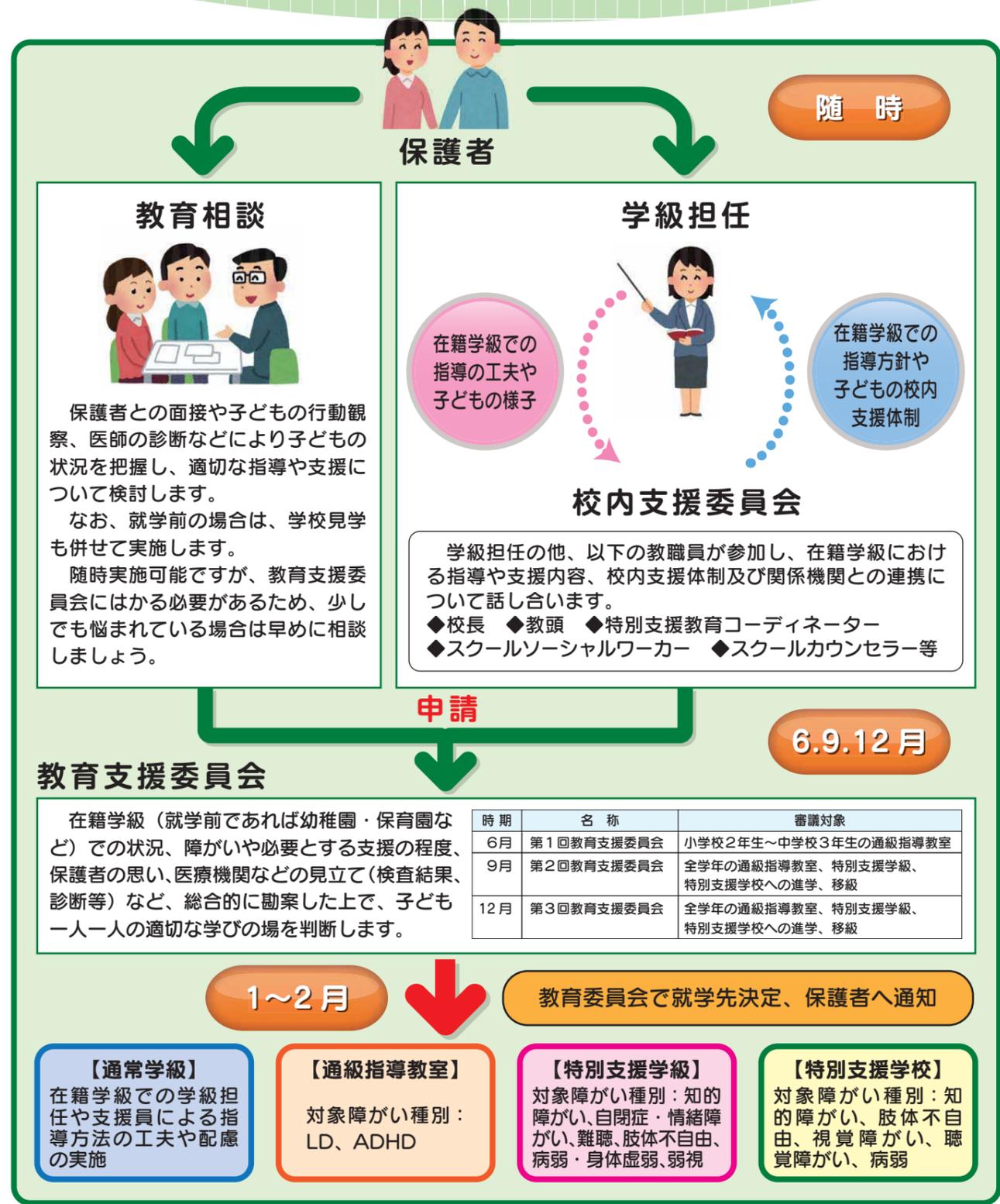
～指導内容例～

- ・漢字がなかなか覚えられない児童に対して、漢字を分解したカードを使うことで部位ごとに見ることができ、書きやすくなる。
- ・思いどおりにならないとつい怒ってしまう児童に対して、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れることで、対処方法を身につけ、場面に応じた行動を考えることができるようになるなど。

菊陽町での通級指導は現在、LD(学習障がい)とADHD(注意欠陥多動性障がい)の診断などを受けた子どもを対象に指導しています。菊陽町では開設していませんが他にも、言語障がい、自閉症、情緒障がいなども通級指導の対象に含まれますので、詳しくは学校または菊陽町教育委員会にご相談ください。

就学先(学びの場)の決定までの流れ

子ども一人一人の生活や学習上の困難を改善または克服し、学校で楽しくそれぞれのペースで成長していくためには、特別支援学校や特別支援学級への進学、移級や通級指導教室の利用が効果的な場合があります。



就学先(学びの場)決定における年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者(年中)	①子どもの状況を知る。 ②幼稚園・保育園等の先生と就学先について相談する。		③医療機関等で発達検査や医師の診断を受ける。 ④学校見学、教育相談を受ける。									
保護者(年長)	客観的な資料として必要です。医療機関の予約が取りづらいため、早期の受診をお勧めします。		⑤次の書類を学校に提出する。 ・就学相談票 ・医師の診断書または意見書 ・発達検査結果など		就学時健康診断							
保護者(小1～)	子どもの気になること、困ったことがあれば随時学校または相談機関へご相談ください。											
学校	①学校見学・教育相談の対応 ②校内支援体制の検討、支援											
教育委員会			第1回教育支援委員会※		第2回教育支援委員会		就学時健康診断 9～10月に保護者へ通知		第3回教育支援委員会		入学通知書発送(就学先の決定)	

保護者から学校へ提出する書類の締切の目安

- 第1回教育支援委員会 4月末
- 第2回教育支援委員会 7月末
- 第3回教育支援委員会 10月末

(提出書類：医師の診断書・発達検査結果・就学相談票など)

学校から教育委員会へ提出する書類の締切の目安

- 第1回教育支援委員会 5月下旬
- 第2回教育支援委員会 8月下旬
- 第3回教育支援委員会 11月下旬

就学先(学びの場)の決定は教育委員会からの通知をもって決定(2月上旬)



子どものことで悩んでいることはありませんか？

身の回りの整理整頓が苦手で、よく物をなくしてしまうよ。

じっと話を聞くのは苦手だよ。ついつい体が動いちゃうんだ。

急に予定が変わると不安になる。気持ちの切り替えができないよ。

読み書きや計算するのにとても時間がかかるんだ。

勝ち負けに強くこだわったり、ルールが難しかったりして、お友達とトラブルになってしまうんだ。

周りの音や物が気になって、集中できないよ。



小さなサインを見逃さないようにしましょう。

子どもたちの言葉や行動、態度から「困っているよ」「手伝ってほしいな」というメッセージを受け取ることができます。

子どもたちの得意なことや、よいところに目を向けましょう。

どの子どもにも個性があります。一人一人の得意なことや特性をしっかりと見て、自信や意欲が高まるようにほめましょう。

早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育などの必要な支援や、環境調整が行われることが大切です。

障がいは、決してその子の育った環境や親の育て方の問題ではありません。子どもが安心して生活し、学習できる環境を周りの大人と一緒に考えましょう。

悩んだときは保育園・幼稚園などの先生、学校の先生に相談しましょう。



とくべつしえんきょういく 特別支援教育 Q&A



Q1. 重度の障がいがある子どもは、特別支援学校へ行かなければなりませんか？

A. 重度の障がい＝特別支援学校へ進学ではありません。障がいの程度は、就学先（学びの場）を検討する目安にはなりますが、子どもと保護者の希望や思いを尊重しながら、検査結果や医師の診断などの客観的資料をもとに総合的に教育支援委員会で審議の上、教育委員会で決定していきます。

しかし、障がいの程度によっては、公立小・中学校へ入学を希望する場合、入学後、子どもが安心・安全に過ごせるよう施設面や支援員の配置などの環境整備を入学までに完了する必要がありますので、早めに就学予定先の学校へお知らせください。

Q2. 特別支援学級へ入級したら、通常学級へ移級することはできませんか？

A. 学びの場の変更はできます。特別支援学級へ入級した後も、学びの場や支援方法の検討をしていきます。特別支援学級へ入級するとき同様、通常学級へ移級する場合も教育支援委員会で審議する必要があります。

ただし、学びの場の検討＝頻繁に移級を繰り返すことではありません。頻繁に学びの場を変更することは、子どもの負担になる場合があります。

子どもの成長などにより、通常学級へ移級し、通級指導教室を利用するようになったケースもあります。

Q3. 教育支援委員会でなかった後、入級できるのはいつからですか？

A. 原則は次年度からです。ただし、通級指導教室については、第1回教育支援委員会で決定された児童は前期後半（夏休み明け）から、第2回教育支援委員会で決定された児童は後期（秋休み明け）からの利用開始となります。

Q4. 高等学校に進学した場合、通級による指導は受けられますか？

A. 熊本県立高等学校では、令和3年度時点で7校において「通級による指導」が実施されています。詳しくは熊本県教育委員会のホームページをご覧ください。



熊本県教育委員会
ホームページはこちらから →

